岩手県告示第818号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。 平成30年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 森林計画区の名称

- (1) 久慈・閉伊川森林計画区(宮古市一円、久慈市一円、下閉伊郡一円、九戸郡洋野町及び同郡野田村)
- (2) 大槌・気仙川森林計画区(大船渡市一円、陸前高田市一円、釜石市一円、気仙郡一円及び上閉伊郡一円)
- (3) 北上川上流森林計画区(盛岡市一円、滝沢市一円、岩手郡のうち葛巻町を除く地域及び紫波郡一円)
- (4) 北上川中流森林計画区(花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円及び 西磐井郡一円)
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課並びに関係広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部及び農林部農林振興センター(林務室が置かれている農林振興センターにあっては、林務室又は林務室林務出張所)
 - (2) 期間 平成30年11月6日から同年12月6日まで